

令和5年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会 会議録	
日時	令和5年12月13日(水) 13:55 ~ 14:50
場所	福井市役所8階 第3委員会室
出席者	山田委員、柿中委員、出藏委員、栗田委員、村北委員、平崎委員、上原委員、松平委員、藤井委員、田村委員、竹内委員、溝渕委員(委員14名中12名出席) (欠席者:大山委員、井上委員)
事務局	保健衛生部長、保健衛生部次長、保険年金課長、保険年金課職員4名、健康管理センター職員1名

<内 容>

・議事

(1)報告事項

- ①令和4年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
- ②国民健康保険関連の条例改正について
- ③令和5年度福井市国民健康保険特別会計 12月補正予算について

(2)協議事項

- ①第3期データヘルス計画(案)について

<会議録>

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまより「令和5年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。本日、皆様方におかれましては、公私共にお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、まず、福井市市民憲章の唱和を行いますので、恐れ入りますが、ご起立願います。

(福井市市民憲章唱和)

ありがとうございました。どうぞお座りください。  
続きまして、保健衛生部長がご挨拶申し上げます

【保健衛生部長】

(開会あいさつ)

【事務局】

部長は、このあと別の公務がございますので、恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。

(保健衛生部長 退席)

【事務局】

ここで、今年度、国保運営協議会委員の変更がございましたので、保険年金課長よりご紹介させていただきます。

**【保険年金課長】**

国民健康保険医代表として、一般社団法人福井市歯科医師会から推薦いただきました委員に変更がございました。

新任の委員は、平崎光哲様でございます。

同じく、一般社団法人福井市医師会から推薦いただきました新任の委員は、大山伸幸様でございます。

大山様は本日所用で欠席されております。

なお、お二人様とも、任期は残任期間の令和7年6月20日まででございます。

**【事務局】**

本日は、委員14名ご案内のところ、12名のご出席をいただいておりますので、福井市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、定数の半数以上に達しており、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、福井市国民健康保険条例施行規則第5条第3項の規定により、議長は会長が務めることになっております。これから後の議事進行は会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

**【議長】**

それでは、会長が議長を務めるとのことで、皆様のご協力により議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議事進行の前に福井市国民健康保険条例施行規則第7条第2項の規定により、会議録署名人2名を決めたいと思います。

会議録署名人には、柿中委員と、溝渕委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初に、(1)報告事項、①令和4年度福井市国民健康保険特別会計の決算について、事務局から説明願ひます。

事務局より説明 資料1

**【議長】**

ただいま説明のありました、令和4年度福井市国民健康保険特別会計の決算について、何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

<質疑応答> なし

**【議長】**

特にご質問がないようですので、次の議事に移ります。

それでは、報告事項の②国民健康保険関連の条例改正について、事務局から説明願ひます。

事務局より説明 資料2

**【議長】**

ただいま説明のありました、国民健康保険関連の条例改正について、何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

【A委員】

今説明のあった子育て世帯への負担軽減だが、今までは特に減免等はなかったのか。

【事務局】

現在、出産に関しては、免除等の措置は行っておりません。

ただ、未就学児については、均等割額の半額を免除する措置を、現在講じております。

【A委員】

これは、新たに出来た制度ということでもいいのか。

【事務局】

そうでございます。

【議長】

次の議事に移ります。

それでは、報告事項の③令和5年度福井市国民健康保険特別会計の12月補正予算について、事務局から説明願います。

事務局より説明 資料3

【議長】

ただいま説明のありました、令和5年度福井市国民健康保険特別会計の12月補正予算について、何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

<質疑応答> なし

【議長】

その他、よろしいでしょうか。

特にご質問がないようですので、

続きまして、(2)協議事項、①第3期データヘルス計画(案)について、事務局から説明願います。

事務局より説明 資料4・別冊

【議長】

ただいま説明のありました、第3期データヘルス計画(案)について、何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

【B委員】

4ページの、4 評価指標のところ、”共通”と書いてあるのは、県が定めているところで、共通の項目がないのは、市として独自に定めているという理解でいいのか、ということと、

あと、現状値と目標値で見えますと、健診とか特定保健指導の実施率が、どちらも

60%と、特定保健指導に至っては50%ぐらい差があり、大きな目標値が設定されている。強い取組が必要かなと思っているが、特に健診とか保健指導について、どのようなことに力を入れて、この目標達成に向かって取り組まれるのか、教えていただきたい。

**【事務局】**

まず、共通という記載がない指標につきましては、県の共通指標には設定されていないもので、福井市の課題に応じて設定した独自の指標となっております。

また、特定健診、特定保健指導の60%につきましては、国が目標として、国保保険者について指針で設定しており、これに基づいて、福井市においても、60%を目標に設定しているものです。

特定健診につきましては、引き続き被保険者の一人一人の状況に応じた通知を出していくとともに、健診機関のご協力をいただいた上で、例えば、医療機関に受診している方に対して、勧奨を広げていく、といったことによって、今まで力が及んでいなかったところを強化して、60%を目指していきたいと考えております。

特定保健指導につきましては、初回面接を行って、生活習慣を改善していくための計画を立てて、3カ月後に評価するものですが、まずは、特定保健指導の対象となった方に、初回面接を受けてもらうことに重点を置き、最終的に特定保健指導を完了する方を増やしていければと考えております。

**【B委員】**

検診当日に、会場でそのまま実施するということか。

**【事務局】**

健診は、集団健診という市の施設で行う場合と、個別の医療機関に受診していただく場合がありますが、福井市の施設で受診する場合については、その場で血圧などの結果から、保健指導の対象になるという方がわかりますので、できるだけ当日に参加していただけるよう促し、実施率を上げていきたいと思っております。

**【B委員】**

私どもも被用者保険の保険者でございまして、健診当日に最も効果的に受けていただくために、医療機関さん、健診機関さんと連携して、情報交換しながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

その他、ございませんでしょうか。

廻りまして、今日の最初の議題からここまでについてのご質問、ご意見でも構いませんが、何かご質問ございませんでしょうか。

何分、この計画につきましては、ページ数が相当数ございます。また、お手元に届いたのも、直近であったということから、この時間ですべてを見切れていないということがあるかもわかりません。

そのため、今後ご覧になっていく中で、何か、質問、指摘事項等が、もしありましたら、事務局の方に問い合わせさせていただく、ということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

これで本日予定していた議事はすべて終了いたしました。  
次に、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局より連絡事項

**【議長】**

本日は、円滑な議事進行に、ご協力いただき、ありがとうございます。  
それでは、事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

松平会長、ありがとうございます。

委員の皆様には、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今ほどは、委員の皆様から貴重なご意見やご質問をいただき重ねてお礼申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の日程を終了させていただきます。

おつかれさまでした。

《以上》